

不正防止対策基本方針

平成 27 年 3 月 31 日制定

令和 2 年 8 月 1 日改正

令和 3 年 8 月 1 日改正

群馬県立産業技術センターは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日（令和 3 年 2 月 1 日改正）文部科学大臣決定）に基づき、不正防止対策の基本方針を以下のとおり定め、公的研究費を適正に運営・管理するために必要な措置を講じる。

1. 不正防止対策に関する責任体系を明確化する。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正防止対策に関する職員の意識向上を図り、適正な運営・管理の基盤となる環境・体制を整備する。
3. 不正防止計画を策定・実施し、継続的な評価・見直しを行う。
4. 適正な予算執行ができるよう、実効性のあるチェックシステムを構築する。
5. 不正防止対策の取組に関する情報が、適切に共有・理解される体制を構築する。
6. 公的研究費の適正な運営・管理を徹底するため、実効性のあるモニタリングを行う。